

特定非営利活動法人の事業報告書等の公開に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第2項、第25条第5項、第28条及び第30条に定められた情報公開規定の趣旨（「NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考え」）に鑑み、より積極的な情報公開を図るため、法第10条に定める定款等及び法第25条第4項と第6項に定める変更後の定款等並びに法第29条に定める事業報告書等の一部（以下「公開書類」という。）を熊本県ホームページ（以下「HP」という。）において公開するために必要な事項について定めるものです。

(公開書類)

第2条 公開書類は、別表のとおりとします。

(公開の期間等)

第3条 公開の期間は、法第10条第2項及び法第30条の規定に準じることとします。

2 法第30条の規定に基づく事業報告書等の公開書類の更新は年1回を原則とします。

(非公開の申出)

第4条 法人は、非公開申出書（別紙様式）により公開書類の非公開を申し出ることができます。

2 前項による申出があった場合、公開書類の公開に代えて、非公開の申出があった旨の情報提供を行うこととします。

(法人の自己責任)

第5条 公開書類の内容に関連して生じたすべての苦情及び損害等については、当該法人の責任で解決するものとします。

2 情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、県は賠償責任を負いません。

(要項の改正等)

第6条 知事は、運用に応じて適宜この要項を改正できるものとします。この場合、HPへの掲載及び法人への通知により周知を図ることとします。

(その他)

第7条 知事は、法に基づき提出することとされている書類の履行状況について、必要に応じ情報提供できるものとします。

附 則

この要項は、平成19年3月31日から施行します。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行します。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行します。

別表（第2条関係）

区分		対象となる書類等	備考
閲 覧	法人設立後	① 定款	
	事業報告書等が提出された後	① 事業報告書 ② 活動計算書（収支計算書） ③ 貸借対照表 ④ 財産目録 ⑤ 年間役員名簿（住所及び居所は除く）	この要項が施行された日以降に事業年度の終期が到来し、各法人から提出を受けた公開書類に限る。
	定款変更後	① 定款	
縦 覧	設立認証申請	① 定款 ② 役員名簿（住所及び居所は除く） ③ 設立趣旨書 ④ 事業計画書 ⑤ 活動予算書（収支予算書）	平成22年4月1日以降に受理した申請に係る公開書類に限る。
	定款変更認証申請	① 定款 ② 事業計画書 ※1 ③ 活動予算書（収支予算書）※1 ④ 役員名簿（住所及び居所は除く） ※2 ⑤ 直近の事業報告書 ※2	平成22年4月1日以降に受理した申請に係る公開書類に限る。

※1 特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項の変更を含む場合

※2 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合